

## 社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第7条第1項、第10条及び第25条並びに第33条第1項の規定に基づき、法人の役員、評議員及び各種委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

### (報 酬)

第2条 法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員に対して報酬を支給する。

- 2 法人の役員等に対して次の業務に従事した場合に報酬を支給する。
  - (1) 理事会、評議員会及び理事部会等への参画
  - (2) 理事会で決定された特別な業務への従事
  - (3) 法人を代表しての諸行事・会議等への出席
  - (4) 法人が主催する行事・業務への参画
- 3 第1項及び前項の規定は、役員等が職員である場合には適用しない。  
また、業務の主催者等から報酬相当額が支払われた場合にも適用しない。
- 4 第1項の報酬の額は次のとおりとし、9月及び3月（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

#### (報酬の額)

役員等	報酬の額
理事の内、会長の職にある者	年額 270,000 円
理事の内、副会長の職にある者	年額 90,000 円

- 5 第2項の報酬の額は、次のとおりして業務の都度支払う。  
ただし、連続して業務に従事する場合には、月単位で支払うことができる。

役員等	報酬の額
理事及び監事	1日につき 3,600 円
評議員	1日につき 3,400 円
各種委員等	1日につき 3,400 円

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合には、これを弁償しない。

2 費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて、役員等の居住地から計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。

3 費用弁償は、業務の都度支払う。  
ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月26日一部改正する。但し、第三者委員の報酬は、平成21年4月21日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。